

資料編

1 計画策定の経緯

本計画の策定に当たっては、市民や支援者、障害福祉サービス事業者等の意見を踏まえつつ、西東京市地域自立支援協議会計画策定部会での協議を重ねてきました。

(1) アンケート調査・ヒアリング調査の実施

① アンケート調査

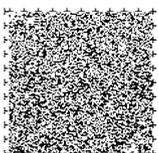
計画策定に向けて、市内に在住する障害のある人及び障害のある子ども、特別支援教室・通級指導学級等に通う児童・生徒の保護者、本市が支給決定を行っている障害のある人が入居している市内外の入所施設を対象に、生活状況や障害福祉サービスの利用状況及び意向を把握するためのアンケート調査を令和4年10月に実施しました。

<18歳以上への調査>

対象種別	対象者	発送数	回収数	回収率
身体障害者調査	身体障害者手帳所持者	1,096件	475件	43.3%
知的障害者調査	愛の手帳（療育手帳）所持者	224件	103件	46.0%
精神障害者調査	精神障害者保健福祉手帳所持者	481件	180件	37.4%
自立支援医療費制度受給者調査	自立支援医療（精神通院医療）を受けている人	100件	27件	27.0%
難病患者調査	難病医療費等助成対象疾病を患っている人	200件	97件	48.5%
発達障害者調査	発達障害と診断されたことがある人	50件	2件	4.0%
合 計		2,151件	884件	41.1%

<18歳未満への調査>

対象種別	対象者	発送数	回収数	回収率
児童調査	障害者手帳を持っている、自立支援医療（精神通院医療）を受けている、難病医療費等の助成対象となっている児童・生徒とその保護者	303件	122件	40.3%
特別支援教育調査	障害の有無にかかわらず特別支援教育を受けている児童の保護者	535件	29件	5.4%
合 計		838件	151件	18.0%



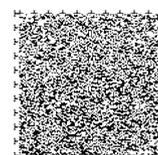
<施設入所者への調査>

対象種別	対象者	発送数	回収数	回収率
施設入所者調査	本市から支援決定を受けた人が入所している 障害者施設	50 件	24 件	48.0%

②ヒアリング調査

計画策定に向けて、市内の当事者団体や障害福祉サービス事業者等を対象に、地域ニーズの実態や今後の活動方針、不足している公的支援等を把握するためのヒアリング調査を令和4年12月から令和5年1月にかけて実施しました。

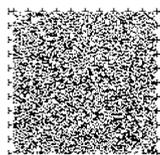
対象種別	詳細	件数
当事者団体・家族会	親の会や障害種別の当事者団体等	10 団体
特別支援学校	市内の児童・生徒が通う特別支援学校の PTA	4 団体
障害福祉サービス事業者	市内に所在している各種障害福祉サービス別の事業所 (ヒアリンググループ) <ul style="list-style-type: none"> ・在宅生活を支援 (居宅介護、短期入所など) ・昼間の生活を支援 (生活介護) ・住まいの場 (グループホーム) ・生活訓練 (自立訓練) ・就労訓練 (就労移行支援、就労継続支援など) ・相談支援 (相談支援、計画相談支援) ・基幹相談支援センター、地域活動支援センター ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス 	59 事業所



③子どもの意見聴取

計画策定にあたり、障害のある子どもに関する施策を検討することから、当該年齢の子どもやその保護者に対する意見聴取として以下に取り組みました。

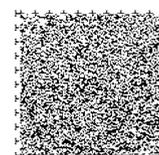
区分	実施内容	時期
未就学児向け調査	児童発達支援センターひいらぎに通う未就学児の保護者を対象に、グループインタビューを実施	令和5年 1月
小学生向け調査	障害・障害者の理解を促進する講座に参加した市内の小学5年生（実施校は1校）を対象に、オンラインアンケートを実施	令和5年 1月
中高生向け ワークショップ	西東京市に在住または在学している中学生・高校生年代を対象に、地域共生社会の実現にむけた取組やアイデアの抽出をワークショップ形式で実施	令和4年 7月
大学生向け調査①	市内在住の大学生を対象に、オンラインアンケートを実施	令和4年 12月
大学生向け調査②	市内在住または在学の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている大学生等を対象に実施した「食糧支援に関する調査」と並行して実施	令和4年 11月



(2) 西東京市地域自立支援協議会委員名簿

(敬称略)

分類	職業等	氏名
学識経験者	日本福祉大学福祉経営学部 教授	綿 祐二
	武蔵野大学人間科学部 教授	木下 大生
	星槎大学 共生科学部 教授	平 雅夫
保健及び 医療関係者	東京都多摩小平保健所 保健対策課地域保健推進第一担当	草深 明子
	医療法人社団薫風会 山田病院 理事長	山田 雄飛
教育関係者	東京都立田無特別支援学校 副校長	今野 美穂
	西東京市教育委員会 教育部 教育指導課長	田村 孝夫
雇用関係機関	社会福祉法人さくらの園 施設長	田中 めゆ
障害福祉 サービス事業者	特定非営利活動法人ハートフィールド たなし工房 施設長	渡辺 真也
	特定非営利活動法人どろんこ会 どろんこ作業所 所長	綿谷 隆宣
	一般社団法人 ION 代表理事	天宮 真依子
	社会福祉法人田無の会 たんぽぽ 施設長	高橋 加寿子
障害当事者・ 家族・関係機関	西東京市障がい者福祉をすすめる会 会長	根本 尚之
	西東京市民生委員児童委員協議会	麓 良久
	西東京市社会福祉協議会 福祉支援課 権利擁護係長 (あんしん西東京)	片寄 雄介
	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部 司法書士	山崎 政俊

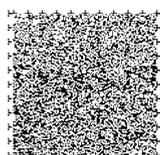


(3) 令和5年度 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会委員名簿

(敬称略)

分類	所属・職業等	氏名
学識経験者	日本福祉大学 福祉経営学部 教授	綿 祐二
	武蔵野大学人間科学部 教授	木下 大生
	公益社団法人 発達協会 常務理事	湯汲 英史
保健及び 医療関係者	医療法人社団薫風会 山田病院 医療連携・相談室長	山口 さおり
	医療法人財団緑秀会 田無病院 リハビリテーション科長	石塚 佳久
障害福祉施設 関係者等	社会福祉法人さくらの園 理事長	橋爪 亮乃
	西東京市障がい者福祉をすすめる会 会長	根本 尚之
	こぱんはうすさくら 西東京教室	山本 洋司
	社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会	恒成 美保
	障害者就労支援センター 一歩 センター長	吉村 類
	武蔵野東高等専修学校 教員統括部長	天宮 一大
公募市民		野口 紳一郎
		久松 順子
		古谷 格

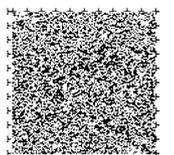
※所属・職業等は令和5年10月現在のものです



(4) 西東京市地域自立支援協議会（計画策定部会）の実施

西東京市地域自立支援協議会の計画策定部会における協議の経過は以下のとおりです。

日程		協議内容
令和5年 (2023年)	5月10日	第1回 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会 <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の概要に関すること ・策定スケジュールに関すること ・アンケート調査の結果概要に関すること ・策定に向けた課題及び方向性の検討に関すること
	7月12日	第2回 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会 <ul style="list-style-type: none"> ・前期計画の振り返りに関すること ・福祉サービスの実績報告に関すること ・近隣市町村との福祉資源の比較に関すること ・基本理念の見直しの方向性に関すること ・次期計画の重点推進項目に関すること（1回目）
	8月9日	第3回 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念の見直しに関すること ・次期計画の重点推進項目に関すること（2回目） ・計画骨子に関すること ・障害福祉サービス等の事業実績の推計に関すること
	10月11日	第4回 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念に関すること ・基本方針に関すること ・施策内容に関すること ・次期計画の重点推進項目に関すること（3回目） ・障害福祉サービス等の目標値に関すること ・市民参加手続きに関すること
	11月13日	第5回 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会 <ul style="list-style-type: none"> ・計画素案に関すること ・市民参加手続きに関すること
令和6年 (2024年)	1月15日	第6回 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会 <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加手続きの結果に関すること ・計画書に関すること



(5) パブリックコメント等の実施

①意見募集期間

令和5年12月1日から令和6年1月4日まで

②意見受付方法

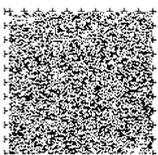
障害福祉課窓口、郵送、ファクス、市ホームページ、メール、市民説明会会場の回収BOXで受け付けました。

③意見提出件数等

- ・提出人数：15人
- ・意見件数：43件

④その他の計画の周知

- ・令和5年12月7日及び9日に市民説明会を開催し56名の市民が参加しました。



2 手帳所持者等の推移

(1) 身体障害者（児）の状況

身体障害者手帳所持者数は、令和4年度に5,798人となっており、平成30年度からの4年間で311人増加（約1.06倍）となっています。

程度別で見ると、1・2級の重度者が2,834人（48.9%）と約半数を占めています。

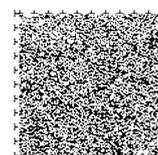
障害種別で見ると、肢体不自由が2,794人と最も多く、平成30年度から4年間で最も増加している障害種別は内部障害（免疫）で17人増加（1.28倍）となっています。

< 程度別の身体障害者手帳所持者数の推移 >

（上段：人数、下段：構成比）

	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度
合計	5,487 (100%)	5,557 (100%)	5,702 (100%)	5,751 (100%)	5,798 (100%)
1級	1,889 (34.4%)	1,920 (34.6%)	1,967 (34.5%)	1,973 (34.3%)	1,982 (34.2%)
2級	817 (14.9%)	818 (14.7%)	842 (14.8%)	851 (14.8%)	852 (14.7%)
3級	839 (15.3%)	845 (15.2%)	844 (14.8%)	858 (14.9%)	870 (15.0%)
4級	1,330 (24.2%)	1,354 (24.4%)	1,400 (24.6%)	1,401 (24.4%)	1,413 (24.4%)
5級	374 (6.8%)	379 (6.8%)	396 (6.9%)	408 (7.1%)	419 (7.2%)
6級	238 (4.3%)	241 (4.3%)	253 (4.4%)	260 (4.5%)	262 (4.5%)

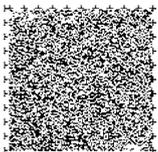
出典：事務報告書より



< 障害種別の身体障害者手帳所持者数の推移 >

	平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度
合計	5,487	5,557	5,702	5,751	5,798
視覚障害	332	336	345	349	353
聴覚障害	470	491	498	503	505
言語障害	83	85	87	87	87
肢体不自由	2,721	2,726	2,772	2,782	2,794
内部障害	1,881	1,919	2,000	2,030	2,059
心臓	931	953	984	1,004	1,019
じん臓	456	466	483	492	497
呼吸器	102	100	100	96	99
小腸	5	6	5	5	6
ぼうこう・直腸	316	322	343	342	348
免疫	61	63	74	79	78
肝臓	10	9	11	12	12

出典：事務報告書より



(2) 知的障害者（児）の状況

愛の手帳所持者数は、令和4年度に1,468人となっており、平成30年度からの4年間で153人増加（約1.12倍）となっています。

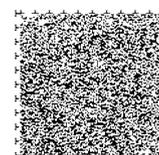
程度別で見ると、4度（軽度）の人が平成30年度からの4年間で90人増加（約1.14倍）となっており、1度から3度までに比べて増加割合が高くなっています。

< 程度別の愛の手帳所持者数の推移 >

（上段：人数、下段：構成比）

	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度
合計	1,315 (100%)	1,357 (100%)	1,426 (100%)	1,443 (100%)	1,468 (100%)
1度	43 (3.3%)	44 (3.2%)	46 (3.2%)	45 (3.1%)	45 (3.1%)
2度	338 (25.7%)	346 (25.5%)	360 (25.2%)	362 (25.1%)	367 (25.0%)
3度	304 (23.1%)	317 (23.4%)	337 (23.6%)	340 (23.6%)	336 (22.9%)
4度	630 (47.9%)	650 (47.9%)	683 (47.9%)	696 (48.2%)	720 (49.0%)

出典：事務報告書より



(3) 精神障害者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和4年度に2,293人となっており、平成30年度からの4年間で539人増加（約1.31倍）となっています。

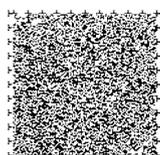
程度別でみると、3級（軽度）の人が平成30年度からの4年間で319人増加（1.45倍）と最も多く、1級・2級の人についても4年間で1.21倍となっています。

< 程度別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 >

（上段：人数、下段：構成比）

	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度
合計	1,754 (100%)	1,988 (100%)	2,036 (100%)	2,147 (100%)	2,293 (100%)
1級	104 (5.9%)	124 (6.2%)	124 (6.1%)	118 (5.5%)	126 (5.5%)
2級	934 (53.2%)	1,016 (51.1%)	1,044 (51.3%)	1,099 (51.2%)	1,132 (49.4%)
3級	716 (40.8%)	848 (42.7%)	868 (42.6%)	930 (43.3%)	1,035 (45.1%)

障害福祉課調べ



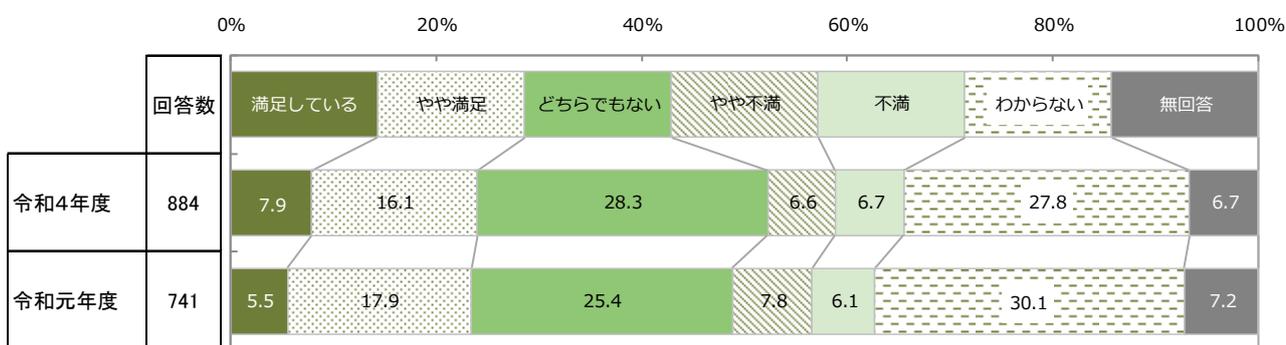
3 アンケート調査・ヒアリング調査の結果

(1) 障害福祉施策の満足度

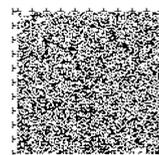
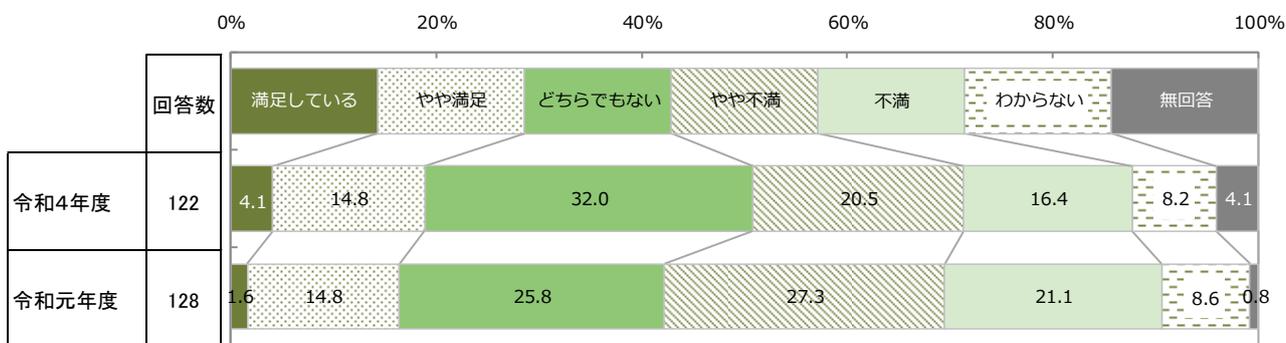
本市における障害福祉施策への満足度について、「満足している」「やや満足」の合計は、障害のある人では24.0%、障害のある子どもでは18.9%となっています。

3年前の令和元年度の調査結果と比較すると、障害のある人では令和元年度の23.4%が令和4年度では24.0%となり、障害のある子どもでは令和元年度の16.4%が令和4年度では18.9%と、横ばいとなっています。

【障害福祉施策の満足度（障害のある人）】



【障害福祉施策の満足度（障害のある子ども）】

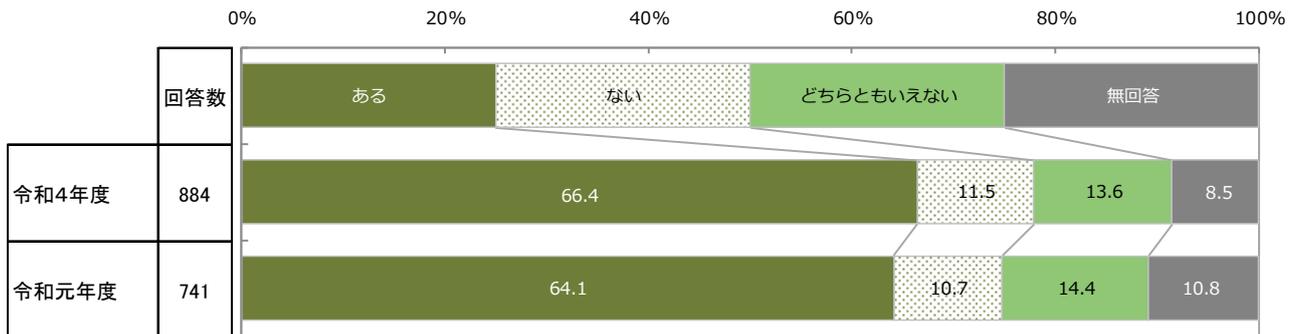


(2) 楽しみがある人

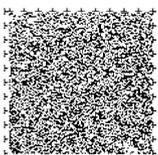
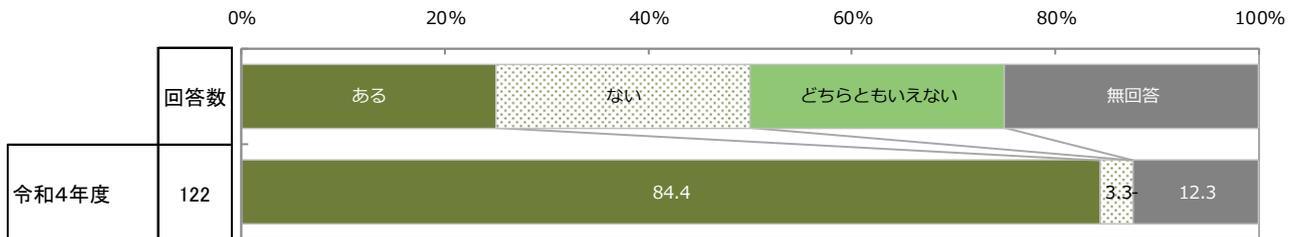
生活の中での楽しみについて、「楽しみがある」人は、障害のある人では66.4%、障害のある子どもでは84.4%となっています。

3年前の令和元年度の調査結果と比較すると、障害のある人では令和元年度の64.1%が令和4年度では66.4%と横ばいとなっています。

【楽しみがある（障害のある人）】



【楽しみがある（障害のある子ども）】

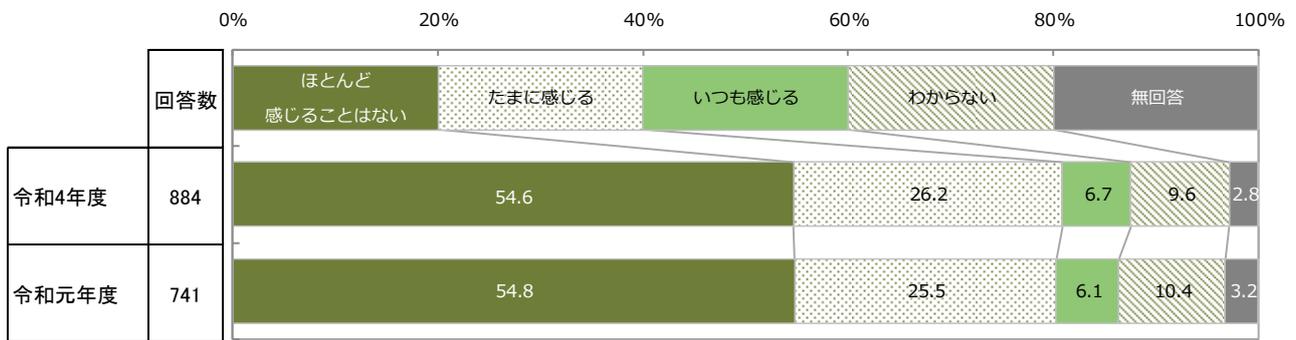


(3) 差別等を受けた経験

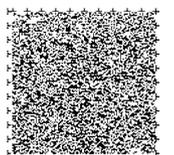
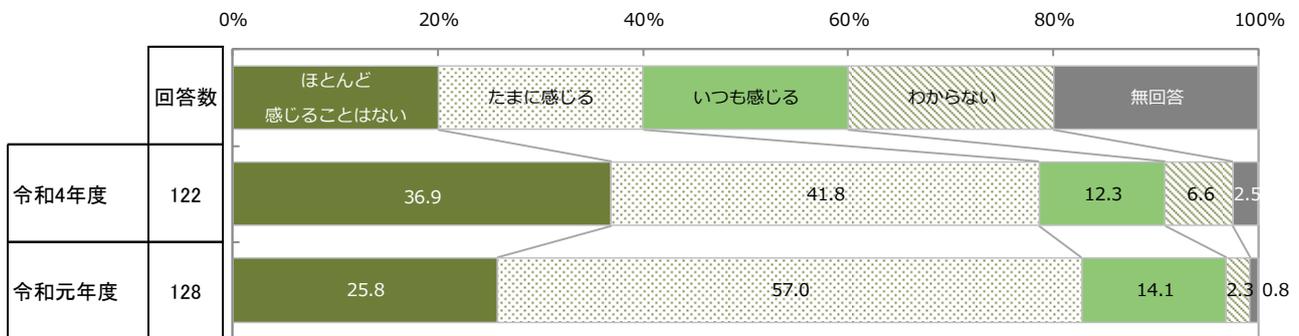
過去1年間の差別や偏見を感じた経験（令和4年10月時点）について、「たまに感じる」「いつも感じる」の合計は、障害のある人では32.9%、障害のある子どもでは54.1%となっています。

3年前の令和元年度の調査結果と比較すると、障害のある人では令和元年度の31.6%が令和4年度では32.9%と横ばいとなっています。一方で、障害のある子どもでは令和元年度の71.1%が令和4年度では54.1%と減少しています。

【差別等を受けた経験（障害のある人）】



【差別等を受けた経験（障害のある子ども）】



(4) ヒアリング結果

①団体活動について

- ・一部の団体を除き、多くの団体で加入者は減少傾向にある。
- ・比較的福祉サービスの量が充実してきたこともあり、特に若い世代の当事者や保護者は団体に所属することのメリットがなければ、進んで加入しない傾向がある。
- ・新型コロナウイルスが流行し始めた1～2年は多くの団体で活動を自粛し、団体内において対面で交流する機会を持つことができなかった。
- ・団体によっては参加者が高齢化し、オンラインでの会合は難しく、集まることが減少した。それにより、団体から脱会する参加者も出ている。

②学齢期における課題

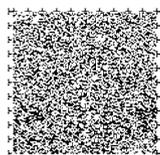
- ・西東京市の副籍交流制度は、学校の校長や担任の教員によって積極性や障害への理解、運用の仕方が異なる。
- ・通学に保護者の付き添いが必要な場合、保護者への負担が大きい。子どもの学年が上がるほどクラスに自然に溶け込むことが難しくなるため、利用しづらい。

③障害福祉サービスについて

- ・相談支援事業所、相談支援員が不足しており、問合せをしても断られる。
- ・日中活動系の事業所は増えてはいるが、自身に合う事業所を選ぶことはできず、空きのある事業所を選ばざるを得ない状況であり、事業所の質についてもばらつきが大きい。
- ・通院の際に本来は同行援護でガイドヘルパーを利用したいが、西東京市では介護保険のヘルパーを利用することとなっており、医師との間の説明や代読の支援が対応してもらえない。
- ・西東京市では未就学児や車移動での移動支援を利用することができず、近隣の自治体と比べると利用に関する制約がある。

④障害児福祉サービスについて

- ・放課後等デイサービスが不足しており、放課後等デイサービスに入れないため、学童保育を利用するケースも増えている。
- ・放課後等デイサービスでの入浴サービスのニーズは増えているが、対応できる事業所はほとんどない。
- ・幼児、小学生向けの短期入所が不足している。



⑤切れ目のない支援について

- ・医療的ケア児支援法が制定され、障害や疾患がある子どもが普通級に進んで健常児と同じ教室で学習をすることが可能となる。ただ、実施は各自治体の予算状況によるので、施策として推進してほしい。
- ・障害福祉と介護保険の具体的な連携の強化が必要である。
- ・65歳となり、障害福祉サービスから介護保険へ切り替わる際に柔軟な対応が必要である。

⑥障害や障害者への理解促進について

- ・市の SNS を活用し、障害のある人が作成した作品や福祉事業所の紹介など、障害に関わる人が活躍している様子を広報することが啓発につながる。

⑦災害時等の対応について

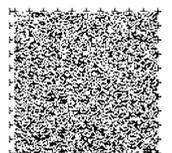
- ・防災訓練などに障害のある人が参加し、避難する時に障害のある人のどのようなところに配慮すべきかを理解する場がない。
- ・聴覚障害のある人にとって、災害時の避難場所に手話通訳者がいないことが不安である。

⑧市民や事業所の利便性の向上について

- ・手続きが複雑であり、オンライン申請への移行も含め、なるべく手続きを簡素化して、何度も市役所に来なくても済むようにしてほしい。
- ・新生児から就学、就労、高齢者福祉までの一連のデータが管理されていない様に感じる。障害に限らず、福祉全般の体制や施策に DX の考えや、ICT 活用などの戦略的な構造改革が必要である。
- ・相談支援事業所が直接、書類作成を支援することは控えており、郵送等での書面のやり取りを行う中でサービス提供までに時間がかかっている。提出書類の簡素化が必要である。
- ・障害のある人や保護者に対して漏れなく、わかりやすく、的確な障害関連の情報発信ができていない。
- ・事業者の特徴やサービス内容に関する情報が集約されていない。また、事業所の空き状況が集約されていない為、利用者にとって問合せをする手間が負担となっている。

⑨地域生活支援

- ・成人の日中活動の通所先から帰ってきた後の夕方の居場所がない。そのため、保護者の就労が制限されている。
- ・余暇支援として障害のある人が気軽に話をしたり、趣味を楽しめる場所やサービスが不足している。特に土日などの休日を過ごせる場所が必要である。



(5) 子どもへの意見聴取結果

①未就学児向け調査

<福祉サービスについて>

- ・ 保育所等訪問支援の拡充が必要であるが、サービスがあまり認知されていない。
- ・ 児童発達支援センターひいらぎにおいて、就学前にリハビリを受けられる機会を増やしてほしい。就学前に頼るところが少ない親にとって有効である。
- ・ 障害のある小さな子どもを対象としたスポーツ教室、運動療育の機会が増えるとよい。発達障害児を受け入れ可能なスポーツ教室がない。

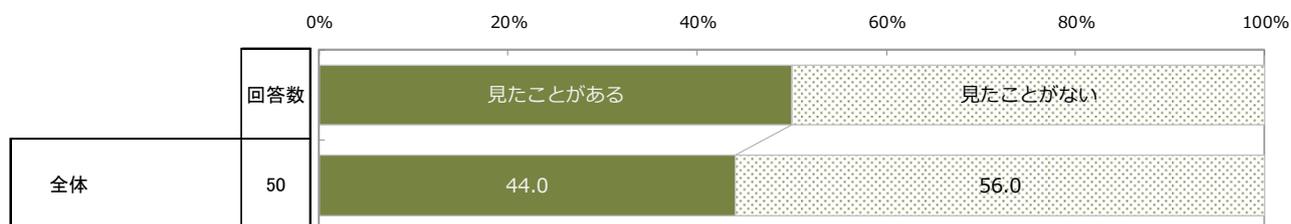
<入学後の不安について>

- ・ 放課後等デイサービスの受入可能枠に空きがあるか不安である。幼稚園や保育所のパンフレットのように空き状況や園の預かり時間などのサービスの特徴を集約してほしい。
- ・ 事業所ごとに職員のスキルに差があることを感じる。どの事業所でも一定の療育を受けられるようになってほしい。

②小学生向け調査

<身の回りでお年寄りや障害者に手助けをしている大人の存在>

- ・ 「見たことがない」が56.0%となり、「見たことがある」を上回っている。



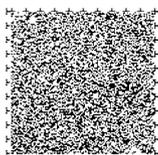
<どのような手助けをすればよいと思うか>

【声をかける、困っていることを手伝う】

- ・ 本当に困っているかを考えて、声をかけてからその人が困っていることを手助けすると思う。
- ・ 話しかけてあげる。交通系なら、席を譲ってあげられたら良いと思った。

【ゆっくりわかりやすく具体的に伝える】

- ・ その困っていることに対して、優しく、ゆっくり、簡単に教えてあげる。
- ・ 優しく、詳しく教えてあげたいと思う。相手が何をしたいのかを障害がない私たちが助けをあげる、そういう思いで手助けしたいと思った。



③中高生向けワークショップ

<障害や障害のある人への理解について>

- ・西東京市の現状の課題は、差別をなくす活動をする人が少ないこと、周囲の人たちが無関心であること、障害のある人を助ける支援者が少ないことである。そのため、障害のある人に対する悪いイメージや偏見があり、仲間はずれが無意識に起きている。課題に対する解決策は、もっと身近なこととしてこの課題を考えることである。例えば、障害のある人とイベントなどを一緒に実施したり、体験学習等を通して仲間外れにされる側の立場を自分事として考えてみるのが大切である。

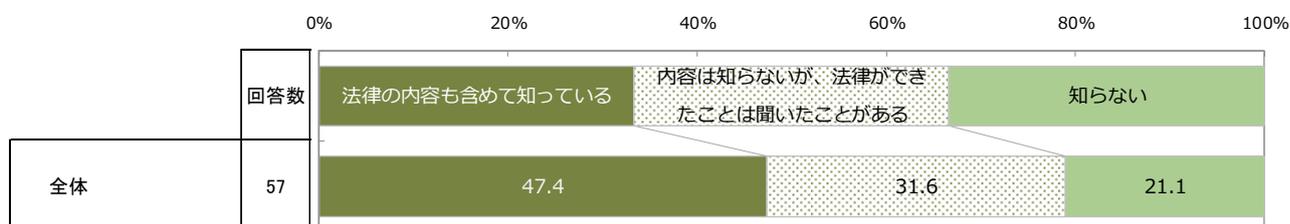
<地域で安心して暮らせるまちづくりについて>

- ・西東京市には古い住宅街や地域などでは歩道や道路の整備が十分されておらず、危ないところがある。また、街灯がない場所もあり、夜は危険である。街の中で危険な場所を無くす為の整備を行うことが必要である。街の整備を行う中で緑を多く取り入れることで、夏の熱中症を防ぐことができ、自然に触れ合える環境が子どもの成長にとっても良いと考えられる。

④大学生向け調査 その1

<障害者差別解消法の認知度>

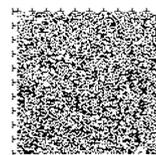
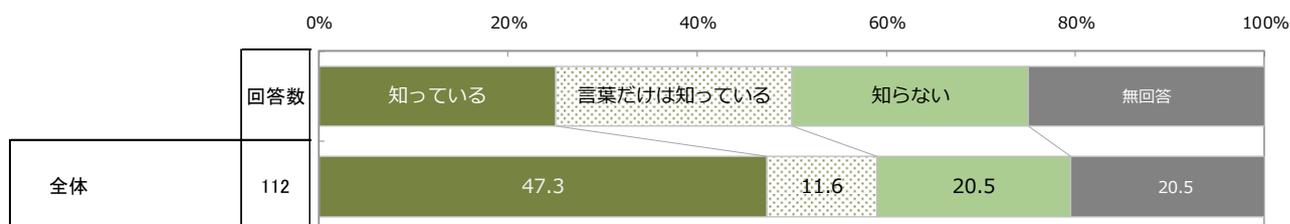
- ・「法律の内容も含めて知っている」が47.4%となり、「知らない」を上回っている。



⑤大学生向け調査 その2

<共生社会の認知度>

- ・「知っている」が47.3%となり、「知らない」を上回っている。



【あ行】

●愛の手帳

国が定める療育手帳について、東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障害者（児）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者（児）に対する社会の理解と協力を深めるため交付される手帳です。全国的には療育手帳と呼ばれ、東京都では、18歳未満の人は児童相談所、18歳以上の人は東京都心身障害者福祉センターにて判定を受けた上で取得することができます。

●アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのことです。

●アクセシビリティ

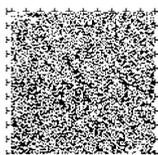
障害のある人や高齢の人などを含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつくことができ、提供されている情報や機能を利用できる状態を指します。

●一般就労

障害福祉サービス事業所等で就労する「福祉就労」に対し、一般企業と雇用契約を結んで就労することなどを「一般就労」といいます。

●医療的ケア

口腔内や鼻腔内のたんの吸引や、鼻等から管を通して栄養剤を流し込む経管栄養等、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいます。



●親亡き後

障害のある人の介護を、その人の親が行っている場合において、親が先に亡くなった後の障害のある人の介護や財産の管理等を、不自由や不利益がないようにするための課題のことです。

親が健在なうちに、相談支援専門員や福祉施設等との相談を重ね、課題を一つずつ解決していくことが重要になります。

【か行】

●基幹相談支援センター

障害のある人とその家族に対する相談支援の中核的な役割を担う施設です。障害の種別や年齢にかかわらず様々な相談に対応するとともに、相談支援事業所との連携を強化して、地域全体の相談機能の充実を進めていきます。本市では、障害福祉課内と基幹相談支援センター・えぼっくに基幹相談支援センターを設置しています。

●ケアラー

心や体に不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のことです。

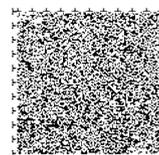
●ケースワーカー

病気や障害などの困りごとを抱えている人や、経済的な問題を抱えている人の相談に応じ支援につなげる職種のことです。

●権利擁護

福祉の分野において、英語の「Advocacy」（「擁護」や「支持」「唱道」等の意味を持つ）を日本語に置き換えたときに「権利擁護」という表現が用いられることがあります。

「権利擁護」という言葉の明確な定義はありませんが、一例としては、自分自身の思いや意見を他の人に伝えたり、主張したりすることが難しく、そのために社会生活を営む上で困難を抱えている人たちの意思を人や社会に伝えることや、そのための支援活動を指す場合があります。また、この考え方に基づくと、成年後見制度も「権利擁護」活動の一環と位置付けることができます。



●高次脳機能障害

病気や交通事故等、さまざまな原因によって脳に損傷を来たしたために生ずる、言語能力や記憶能力、思考能力、空間認知能力等の認知機能や精神の障害を指します。失語症・記憶障害・注意障害・失認症（半側空間無視・身体失認）・失行症・地誌的障害・遂行機能障害・行動と情緒の障害等があり、身体上の障害とは異なり表面的には目立たず、また、障害のある人も意識しづらいために理解されづらいという特徴を持っています。外見からはわかりにくく、障害を知らない人から誤解を受けやすいため、人間関係のトラブルを繰り返すことも多く、社会復帰が困難な状況に置かれています。

●コーディネーター

様々な人の思いや状況を整理し、物事がうまく進むように調整する職種のことです。

【さ行】

●児童発達支援センター

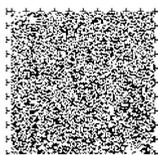
地域の障害のある子どもが通所により、日常生活における基本的動作の指導を受け、自立に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための療育を受ける施設です。児童発達支援センターの開設には、嘱託医、児童指導員及び保育士、栄養士、調理員等の配置が示されているとともに、設備基準として指導訓練室、遊戯室等の設置が求められています。

また、施設の有する専門機能を生かし、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育支援施設です。

一方で、児童発達支援事業は、障害のある子どもやその家族に対する支援を行う、身近な療育の場として位置付けられます。

●社会的障壁

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。例えば、①社会における事物（通行、利用しづらい施設、設備等）、②制度（利用しづらい制度等）、③慣行（障害のある人の存在を意識していない習慣、文化等）、④観念（障害のある人への偏見等）等が挙げられます。



●重症心身障害児（者）

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態の子どもを重症心身障害児といいます。さらに成人した重症心身障害児を含めて重症心身障害児（者）といいます。

●身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、同法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された人に対して交付される手帳です。指定医より「身体障害者診断書・意見書」の発行を受け、市区町村の障害福祉担当窓口申請し、審査を経た上で障害等級が決定します。

●精神障害者保健福祉手帳

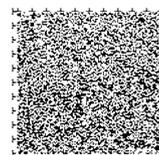
精神障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人に交付される手帳です。精神疾患の診察をしている主治医・専門医に「診断書」の発行を受け、市区町村の障害福祉担当窓口申請し、審査を経た上で障害等級が決定します。

●成年後見制度

高齢者や知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な人に対して、代理権等を付与された後見人等が保護（財産管理や身上監護）する制度です。

●相談支援専門員

障害のある人等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者をいいます。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となっています。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要があります。



【た行】

●地域活動支援センター

地域の実情に応じ、障害のある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設です。基礎的事業の実施に加え、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う「Ⅰ型」、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導、レクリエーション等を行う「Ⅱ型」、障害のある人を通所させ創作的活動を行う「Ⅲ型」があります。

本市においては、保谷障害者福祉センター（主に身体障害のある人が対象）、地域活動支援センター・ハーモニー（主に精神障害のある人が対象）、地域活動支援センター・ブルーム（主に知的障害のある人が対象）が設置されており、各機関が連携の上、利用者からの相談に対応しています。

●地域共生社会（西東京市版地域共生社会）

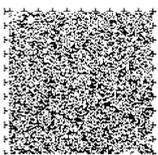
人口減少や少子高齢化をはじめとする社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度や分野による「縦割り」や、「支える側」「支えられる側」といった関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人や地域資源の様々なつながりを通じて、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、それを実現する地域を創っていく社会のことです。

本市では、地域福祉計画の中で「西東京市版地域共生社会」を次のように定めています。

市に住み・活動する全ての人が支え手側・受け手側と分かれることなく、市民主導のネットワーク活動を基盤に、互いに支え合いながら活躍できる社会のことです。

●地域自立支援協議会

地域の支援関係者が集まり、個別の相談支援の事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域の障害福祉サービス基盤の整備を着実に進めていく合議体です。



●地域生活支援拠点等

障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障害のある人の地域での居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支える障害福祉サービス提供体制を構築するものです。

地域生活支援拠点等の整備に当たっては、①「多機能拠点型」（グループホームや障害者支援施設あるいは基幹相談支援センター等に機能を集約）、②「面的整備型」（建物としての拠点は置かず、既存の障害福祉サービス事業所等の関係機関が連携して支援する）等の整備類型があります。

これまで、本市では、地域自立支援協議会において、「面的整備型」の方策について検討を重ねてきたところです。国より、令和2年度末までの整備が求められていましたが、本市では令和3年度からの段階的な実施に向けて検討を行っています。

●地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域での自分らしい暮らしを人生の最期まで継続できるように、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援等の必要な支援・サービスを一体的に利用できるように、地域の様々な資源が連携した包括的な支援・サービス提供体制のことであります。

高齢者を対象とした介護保険・高齢者福祉分野において、全国的な取組が進んでおり、本市においても令和7年度までの構築を目標としています。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」

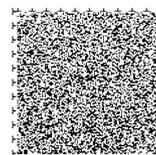
高齢福祉分野における地域包括ケアシステムの考え方を、精神障害のある人へのケアに応用した考え方で、精神障害のある人が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育を包括的に提供する体制のことであります。

平成29年の「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の報告書を受けて、「地域生活中心」という理念を軸としながら、精神障害のある人の一層の地域移行を進めるための地域づくりが重要となっています。

「全世代型地域包括ケアシステム」

高齢者に限らず、乳幼児から高齢者まで、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、あらゆる市民が適切なサービスを適切なタイミングで利用するための、相談からサービスまでの包括的な支援体制のことであります。

「西東京市版地域共生社会」の実現に向けて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるまちづくりの実現を目指しています。



●通級指導学級

通常の学級に在籍する小学生が発音の改善のために通うことばの教室です。

●特別支援学級

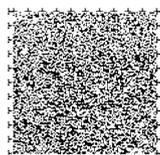
障害による学習上または生活上の困難を有するために、通常の学級における指導では十分に指導の効果を上げることが困難な児童・生徒のために、市立小・中学校（各4校計8校）に設置された学級です。

●特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）が、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育課程を履修するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を身に付けることを目的とした学校です。

●特別支援教室

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする主に発達障害のある児童生徒を対象として、巡回指導教員が指導することで、在籍校で特別な指導が受けられるようにするための教室です。



【は行】

●発達障害

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされています。具体的には、人とのコミュニケーションや関わりに難しさが生じることがある ASD（自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群）、必要なことに注意を向けることや、じっとしていることが苦手な ADHD（注意欠如の多動性障害）、文字の読み書きや計算が苦手な LD（学習障害）があります。

発達障害の障害者手帳はなく、知的障害のある場合は愛の手帳（療育手帳）を、知的障害のない場合は精神障害者保健福祉手帳を取得することができます。

●ピアカウンセリング

同じような立場・境遇にある人同士が、対等な立場で悩みや不安を話し合い、お互いの話に共感し合いながら解決策を見付けていくための手法です。

本市では、就学前から高校生の保護者を対象として、障害のある子どもを育てている相談員が相談を受けています。診断はまだついていなくても、子どもの発達に心配がある人の相談も受けています。

子育てや学校生活についてなど、同じ立場から話を聞き、一緒に考えます。

●ペアレントメンター

自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定の研修を受けている保護者のことです。保護者に対し、自身の経験を踏まえた共感性のある相談支援（地域資源についての情報提供等）を行うことができます。

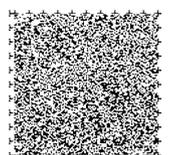
【ら行】

●ライフステージ

人の一生のうち、年代に伴い変化していく段階のことです。乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期等に分けられます。

●療育

障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のことを指します。



●レスパイト

「休息」「息抜き」「小休止」という意味であり、障害福祉サービス等を利用している間、介護をしている家族等が一時的に介護から解放され、休息を取れるような支援を行うことを指します。

【わ行】

●ワンストップ

一つの窓口等で、あらゆる種類のサービスや相談に応じることができ、利用者の利便性が高いサービス形態を指します。

【アルファベット】

●ICT

インターネット等の情報通信技術を活用したコミュニケーションや情報収集のことを指します。パソコンによるホームページの閲覧や、スマートフォンやタブレットでのアプリケーションの活用等、ICTを活用したツールは多岐にわたります。

●LLブック

誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた、「やさしく読みやすい本」のことです。

●PDCA サイクル

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を繰り返し、業務を改善していく手法です。

